

**大阪市立科学館プラネタリウムリニューアル業務にかかる
公募型プロポーザル募集要項**

平成 29 年 12 月

公益財団法人 大阪科学振興協会

1. 案件名称

大阪市立科学館プラネタリウムリニューアル業務

2. 事業の目的と概要

大阪市立科学館は、平成元年の開館以来、30年間近くに渡り、大阪市立唯一の理工系博物館として、市民の「科学を楽しむ文化の振興」をミッションにかかげて活動してきた。主要事業として約3000平米の展示場の公開と、国内有数の規模のプラネタリウムを公開してきた。プラネタリウムは、前身で日本初の施設、大阪市立電気科学館の伝統を継承し、博物館として星空の精密な再現をはかり、あわせて正しい知識を理解した学芸員が番組の製作と解説を行うことで、高い水準の教育普及活動を維持してきている。

また、全国に先駆け、平成16年にプラネタリウムにデジタル式の全天周映像システムを導入し、従来型の光学プラネタリウムと組み合わせて使用してきた。この手法は幅広い年齢層に評価され、年間35万人という全国でも屈指の利用者を得てきた。

大阪市立科学館は、今後「大阪ミュージアムビジョン」において、他の博物館と一体経営がなされる予定であるが、事業は継承しつつ20年後の平成51年以降に大規模な改修を視野にいった計画となっている。

一方、現在のプラネタリウムの設備は導入10年以上で老朽化が目立ち、故障などが多くなっている。平成23年に全天周映像システムのプロジェクターは更新したものの、特に光学プラネタリウムは今後、部品等の調達も困難であり、むこう20年間の運用は保守・補修作業ではかなわない見通しである。

また、全天周映像システムと組み合わせる用法には、現行機が初期型のため、光学プラネタリウムと同時に使って演出を高めるには性能が不十分である。また、学芸員が直接解説する前提のユーザーインターフェイスになっていない部分がある。

さらに、プラネタリウムを設置したプラネタリウムホールは、座席配置等が全天周映画（オムニマックス）を使う前提で設計されており、当初あまり考慮されていなかった高齢者や学齢前児童、身体障害者の利用もあり、多数の利用者とあいまって安全性の課題が浮上し、利用実態にあわない部分がある。

そこで本業務では、次の点においてプラネタリウムをリニューアルすることとする。

- ア) 光学プラネタリウムの更新
- イ) プラネタリウムホールの安全化
- ウ) 全天周映像システム更新のための設計

3. 大阪市立科学館プラネタリウムの概要

- ア) 所在地 大阪府大阪市北区中之島4丁目2番1号 大阪市立科学館内
- イ) ドーム直径26.5m傾斜角20度欠球170度アルミパンチングスクリーン
- ウ) 座席数318（うち6席は車いす用ピット）座席配置一方向配列
- エ) 運用時間
 - 平日 午前10時～午後5時 毎時間の1日7回投影
 - 日曜 平日に加え午後6時まで1日8回投影
 - 年間300日程度開館（毎週月曜日、年末年始、メンテナンス休館6日間）
- オ) 投影番組
 - 一般投影2種類のほか、学習、幼児向け、ファミリータイム等、常時毎日3～4種類のプログラムを投影。番組は基本的に内製オリジナル。
 - ほか、夜間に、講演会やインターネット中継、音楽会、朗読会等と組み合わせた特別投影を実施

4. 業務全体の基本的な概要

- (1) 事業主体 公益財団法人 大阪科学振興協会
- (2) 業務実施場所 大阪市立科学館
- (3) 業務委託期間 契約の日から平成31年3月15日（木）（予定）
- (4) 委託上限額320,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。また平成30年度の予算の編成過程で変更となる場合がある。
- (5) 業務委託の内容
 - 具体的内容は、別紙1.「大阪市立科学館プラネタリウムリニューアル業務仕様書（以下、仕様書という）」を参照すること。
- (6) 停止条件について
 - 本業務は、公益財団法人 大阪科学振興協会において、平成30年度に本事業の予算が認められなかった場合は、契約後であっても業務を停止するものとする。その際、費用の一切は支払わないものとする。
 - 契約締結後、当該契約の履行中に大阪市契約関係暴力団排除措置要項に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。

5. 業務委託プロポーザルの概要

本項以下では、公益財団法人 大阪科学振興協会が、大阪市立科学館プラネタリウムリニューアル業務を委託する者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定める。

本プロポーザルの審査結果で、最も優れた提案を行った者と「大阪市立科学館プラネタリウムリニューアル業務委託契約」の締結交渉を行い、契約確定後に発注する。ただし、契約の合意に至らなかった場合等については、次点の事業者と交渉を行う。さらに契約の合意に至らなかった場合は、該当者なしとする。

実施スケジュール

応募から提案の審査、業務実施までの流れは次の通りとする。日程について詳細の決定または変更がある場合は、参加申請書の提出者に連絡する。

1. 要項の配布期間	平成 29 年 12 月 15 日から
2. 質問書の提出期限	平成 30 年 1 月 10 日（水）午前 10 時まで
3. 質問に対する回答	平成 30 年 1 月 17 日（水）を予定
4. 現地説明会	平成 30 年 1 月 22 日（月）を予定
5. 参加申請書等の提出期限	平成 30 年 1 月 23 日（火）午前 10 時まで
6. 提案書の提出期限	平成 30 年 2 月 21 日（水）午前 10 時まで
7. 書類審査	平成 30 年 2 月 23 日（金）ごろ
8. プレゼンテーション審査	平成 30 年 2 月 26 日（月）ごろ
9. 選定結果の通知	平成 30 年 2 月末ごろ
10. 契約締結の交渉	審査結果の通知日から平成 30 年 3 月 12 日ごろまでを予定
11. 事業完了	平成 31 年 3 月 15 日

6. 本プロポーザルへの参加資格について

本プロポーザル参加者に求められる資格要件として、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- イ) 平成 29・30 年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品、委託）のいずれか種目において登録されていること。または、本プロポーザル参加申請時に、上記有資格者として登録に必要な要件を満たし、参加申請と同時に書類を提出できること
- ウ) 直近 1 ヶ年において、本店所在地の市町村税（東京都の場合は都税）、消費税及び地方消費税を完納していること
- エ) 提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要項に基づく停止措置を受けていないこと
- オ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要項に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- カ) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと
- キ) 重複参加しないこと。共同事業体については、参加事業者が複数の事業体に参加しないこと
- ク) 共同事業体については、光学プラネタリウムの製造・設置を行う事業者が代表となること
- ケ) 平成 20 年以降において、次の業務の実績があること。
 - (1) ドームスクリーン直径 20m 以上に適合する光学プラネタリウムの製造ならび設置を行い、当該機器が一般公衆むけの投影で使用された実績
 - (2) 登録博物館施設又は博物館法第 29 条に定める博物館相当施設、または海外もふくむ国立の博物館における、光学プラネタリウムならびに全天周映像システムの製造ならびに設置業務
 - (3) 日本国内の座席数 100 以上の公共使用のプラネタリウムの座席、床面・階段面等の設置または既存の設備の改修業務

7. 質問と回答

本プロポーザル応募に関する質問は、質問書（様式1）により行うこと。

(1) 受付期間 平成30年1月10日（水）午前10時まで

(2) 提出先 大阪市立科学館

郵便番号 530-0005 大阪府大阪市北区中之島4丁目2-1

F A X 06-6444-5657

電子メールアドレス plaquest201801@sci-museum.jp

(3) 提出方法

郵送、F A Xまたは電子メールで送付すること。なお、電子メールの場合は、件名を「大阪市立科学館プラネタリウムプロポーザル質問書（事業者名）」とすること。なお、共同事業体の場合は、共同事業体名とすること。送付後は送付先に電話確認を行うこと

(4) 回答 平成30年1月17日（水・予定）に公益財団法人 大阪科学振興協会ホームページにて公開する

(5) 質問書における制限事項

次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない

ア 本プロポーザル実施要項及び実施に係る内容以外の質問

イ 上記（1）及び（2）を遵守しない質問

ウ 質問書以外による質問（電話等による質問）

8. 現地説明会（要事前申込）

本業務にかかる現地説明会を次の通り行う。

ア) 日時 平成 30 年 1 月 22 日（月）

午後 1 時～、午後 3 時～ 各 90 分間程度（予定）

イ) 場所 大阪市立科学館

プラネタリウムホールほか仕様書に示す業務該当箇所

〒530-0005 大阪市北区中之島 4-2-1 大阪市立科学館

ウ) 内容

・業務内容ならびに趣旨の説明

・プラネタリウム投影についての実演説明（学習投影、一般投影）

なお、現地説明会では形式を問わず、本業務に関する質問は受け付けない

エ) 参加方法

事前に（様式 9）にて 1 月 19 日（金）正午までに参加申請を行うこと、なお同じ事業者ないしは共同事業者が参加できるのは 1 回のみとする。参加方法詳細については、申込書の連絡先に各々連絡する

参加人数は申込書に記載した 15 名までとする。

申込書提出先 大阪市立科学館

郵便番号 530-0005 大阪府大阪市北区中之島 4 丁目 2-1

F A X 06-6444-5657

電子メールアドレス plaquest201801@sci-museum.jp

提出方法

郵送、F A X または電子メールで送付すること。なお、電子メールの場合は、件名を「大阪市立科学館プラネタリウムプロポーザル現地説明会申込書（事業者名）」とすること。なお、共同事業者の場合は、共同事業者名とすること。送付後は送付先に必ず電話確認を行うこと。確認電話の番号は 06-6444-5184 とし、要件と事業者名を名乗り、確認すること

9. 参加申請書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり、参加申請書等を提出すること

(1) 提出書類

【単独法人等】

- ア) 公募型プロポーザル参加申請書 (様式 2-1)
- イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書 (様式 4)
- ウ) 実績調書 (様式 5。平成 20 年以降の実績 (履行中のものを除く) を記載し、業務の契約書の写し及び仕様書等の写しを添付すること

【共同事業体】

- ア) 公募型プロポーザル参加申請書 (様式 2-2)
- イ) 共同事業体届出書兼委任状 (様式 3)
- ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書 (様式 4)
- エ) 実績調書 (様式 5。平成 20 年以降の実績 (履行中のものを除く) を記載し、業務の契約書の写し及び仕様書等の写しを添付すること
- オ) 共同事業体協定書 (写し)

(2) 提出部数

実績調書は 8 部 (正本 1 部、副本 7 部)、他は 1 部とする

(3) 提出先

郵便番号 530-0005

住所 大阪府大阪市北区中之島 4-2-1

名称 公益財団法人 大阪科学振興協会

電話番号 06-6444-5656

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。角型 2 号封筒に入れ「プラネタリウムリニューアル業務プロポーザル参加申請書在中」と封筒表に朱書すること。ただし、運搬、送付途上での事故については、一切責任を持たない。郵送の場合は書留等、配達証明が可能な方法をとること。また持参する場合は、休館日 (月曜日・祝日の翌日・年末年始) を除く、各日の午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする (最終日は午前 10 時までとする)。

(5) 受付期間 平成 29 年 12 月 15 日から平成 30 年 1 月 23 日午前 10 時まで

(6) 辞退

参加申請書等を提出した後、参加を辞退する場合は、任意の書式による辞退届を提出すること。提出方法は、参加申請書等と同じとする。なお、すでに受理した参加申請書等の書類一切は返却しない。

10. 提案書等の作成方法

本プロポーザルに参加表明した者は、次に掲げる資料（以下「提案書等」という。）に必要事項を記入し提出すること。

(1) 提案書等の記載事項（1案に限る）

- (ア) 光学プラネタリウムの表現、機能及び操作性に関すること
 - (イ) プラネタリウムホールの安全化に関すること
 - (ウ) 全天周映像システムの計画策定に関すること
 - (エ) 想定される施工計画
 - (オ) 業務実施体制調書
 - (カ) 見積書
 - (キ) 見積内訳書
 - (ク) 平成20年以降における本業務と同種又は類似業務の主な業務実績
 - (ケ) その他提案事項
- (ア)～(ウ)については、仕様書に対しより優れた提案部分について、その提案意図を、仕様を示す当協会の2. 基本方針と対応させて明示すること

(2) 提案書類の形式

- (ア) 使用する文字は、12ポイント以上とし、書体は任意とする
- (イ) 用紙のサイズは、日本工業規格「A4判」を基本とし、縦使い横書き左綴りで両面印刷とすること（「A3判」を使用する場合は、折綴り）
- (ウ) 提案書類の枚数制限はしない
- (エ) イラスト、写真等を用いてもよい
- (オ) 表紙、目次を付けて、通し番号を付すこと
- (カ) 表紙には、業務名称及び提出日付を明記すること

1 1. 提案書等の提出方法

(1) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）及び電子データ（PDF形式）をCD-R又はDVD-Rにて提出すること。角型2号封筒に入れ「プラネタリウムリニューアル業務提案書在中」と封筒表に朱書すること

(2) 提出先

郵便番号 530-0005

住所 大阪府大阪市北区中之島4-2-1

名称 公益財団法人 大阪科学振興協会

電話番号 06-6444-5656

(3) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、運搬、送付途上での事故については、当協会は一切責任を持たない。

郵送の場合は、書留等受け取りの証明ができる方法を使うこと。

また、持参する場合は、休館日（月曜日・祝翌日）を除く、各日の午前9時30分から午後5時（最終日は、午前10時）までとする

(4) 受付期間

平成29年12月15日（木）から平成30年2月21日（水）午前10時まで

(5) その他

提出後の提案書類等の訂正、追加及び再提出は認めない

12. 審査項目、評価基準及び審査体制

(1) 審査体制

提案書の審査は、「大阪市立科学館プラネタリウムリニューアル業務委託プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という）が行う。

審査委員会は、次に掲げる7名で構成する

(2) 審査委員会

役職

- 1 公益財団法人 大阪科学振興協会 大阪市立科学館 館長
- 2 公益財団法人 大阪科学振興協会 学芸担当課長
- 3 公益財団法人 大阪科学振興協会 企画広報担当課長
- 4 大阪市経済戦略局文化部 博物館担当課長
- 5 外部有識者
- 6 外部有識者
- 7 外部有識者

(3) 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする

(1) 下記の通り、書類審査にて不合格となった場合

- 1) 6に掲げる資格を有しない者が提出した場合
- 2) 提案書等に記載すべき事項に不備がある場合
- 3) 提案書等に虚偽又は違法な行為の記載がある場合
- 4) 10に掲げる提案書等の作成方法を遵守しない場合
- 5) 11に掲げる提案書等の提出方法を遵守しない場合
- 6) その他、書類に不備・不正が認められる場合

(2) この実施要項に定める手続き以外の手法によって、審査委員会の委員又は関係者、当協会関係者、大阪市関係者等に本プロポーザルに関する援助を求めた場合

(3) その他、審査委員会が不適格と認めるとき

13. 審査及び選定方針

(1) 審査の方法

上記失格事項に該当しない提案者を対象に、審査委員会において審査を行う

(2) プレゼンテーション

提案内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。実施日時については書類審査に合格した提案書提出者あて事前に様式2-1又は様式2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。なお、参加人数は、作業員もふくめ各団体5名以内とする

ア 実施日時 平成30年2月26日(月) (予定)

正式な実施日時は、参加申請者(共同事業体の場合は、代表者)に別途連絡する

イ 実施場所 大阪市立科学館 会議室

郵便番号 530-0005 大阪市北区中之島4-2-1

ウ 所要時間 60分(準備5分、説明40分、質疑応答10分、撤去5分)

エ 留意事項

- ・プレゼンテーションを欠席した場合は、選定から除外する。
- ・事前に提出した提案書類を用いて説明すること。ただし、既に提案しているものを補足するような資料であれば、別途用いてもよい
- ・説明者は、参加申請書を提出した事業者の代表者または従業員であること
- ・提案内容についての詳細や趣旨について審査員からの質問に回答できるように準備すること。
- ・プラネタリウムドームでの説明または機器デモンストレーションを希望する場合は、最大5分をとって行ってよい。なおその場合は、移動時間(往復約10分)をふくめた時間を、説明時間から減ずる
- ・機器を使用する場合は、提案者が準備すること。ただし、PCを使用する場合でプロジェクターを利用する場合は、当方がスクリーン及び電源タップを用意するので、プロジェクター利用の申し出は、プレゼンテーション当日に会場で受け付けるものとする。(会場に備え付けの投映機は、D s u b 1 5ピンで接続し、利用することは可能であるが、機器の不備や故障が発生した際には、利用できない場合があるので留意すること。)

(3) 審査の内容

提案書等の内容について、総合的に判断する。

審査項目ならびに配点は、表1のとおり。

(4) 審査結果の通知

ア 審査結果は、決定後速やかに提示した全ての提案者にFAX及び郵送で通知する（平成30年2月末を予定）とともに、公益財団法人 大阪科学振興協会ホームページにて公表する。なお、審査結果公表時に、審査結果とは別に応募のあったすべての事業者名を公表する。

イ 審査経緯については、公表しない。

ウ 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

表 1 審査項目ならびに配点

審査項目	審査確認項目	配点
光学プラネタリウムの更新	仕様が完全に満たされていること 正確な星空の再現のための提案 太陽・月・惑星投影機に関する提案 その他の天文現象を再現するための提案 補助投影機に関する提案 制御装置に関する提案 操作性向上のための提案 番組制作力向上のための提案 安定運用・故障からの早期復帰に関する提案 ノイズ低減に関する提案 保守体制 長期保守計画	65
プラネタリウムホール の安全化	仕様が完全に満たされていること 利用者の安全に関する提案 利用者の快適さに関する提案 コーブライトの機能に関する提案 運用性の向上についての提案	15
全天周映像システム 更新のための計画策定	計画策定の体制・工程に関する提案 計画の考え方の独自性	5
価格	本業務に関する費用 将来のランニングコスト	10
その他	本業務の付帯業務に関する提案 業務実績	5
合計		100

14. 契約

契約に関する事項

(1) 契約締結の交渉

当協会は、審査により最も優れた提案と認められた者と業務委託契約に係る随意契約の締結交渉を行う。ただし、次のいずれかの事由により業務委託契約が締結できない場合には、審査により次点の者と随意契約の締結交渉を行う

ア 契約候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当することとなったとき。

イ 契約候補者が、大阪市から指名停止を受けることとなったとき。

ウ 契約候補者の見積徴収の結果、その見積額が予定価格を超えたとき。

エ 契約候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

オ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき。

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、発注者の定める本業務委託契約に係る予算の範囲内であって、提案者からの提案による場合は、提案書類として提出された見積内訳書の総額を超えないものとする。

(3) 業務委託契約内容及び実施条件

ア 本業務の委託契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し、公益財団法人 大阪科学振興協会において定める。

イ 提案書類に記載した総括責任者及び技術担当者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 契約保証金

契約候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上に相当する金額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、契約候補者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を契約前に締結したときは、契約保証金の納付を免除する。

(5) 再委託について

(ア) 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

- (イ) 受注者は、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理、ホームページ作成及び維持管理にかかる保守管理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (ウ) 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (エ) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- (オ) なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要項に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要項に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

契約条件は、業務委託契約書に定める。

15. その他

その他留意すべき事項

- (1) 提出された提案書等は、返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、本プロポーザルに参加する者の負担とする。
- (3) 提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
- (4) 事業を実施するに当たっては、発注者と協議して進めていくものとし、設計において提案内容の一部変更を求めることがある。
- (5) 提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じる事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (6) 提案書類等の内容に含まれる著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとするが、審査の公表ならびに大阪市情報公開条例に基づく請求があった場合は、当協会はこれを無償で使用できるものとする。
- (7) 提案を取り下げの場合は、任意形式の辞退届を提出するものとする。
- (8) 提出期限までに提案書類等を提出しない団体は、辞退したとみなす。